

## 介護職員等の喀痰吸引等に係る登録制度に関するQ&A（山形県版）

### 【不特定の者】

No.	項目①	項目②	様式	質問内容	回答	国Q&A
1	登録	事業者		特別養護老人ホームに併設している短期入所生活介護事業所がある場合は、それぞれ登録が必要か。	併設事業所であっても対象者が異なるので、事業所ごとに申請してください。	(その1)A1 (その3)A25
2	登録	事業者		特別養護老人ホームに併設の短期入所生活介護事業所において、介護予防短期入所生活介護の指定も受けているが、事業者申請は3件必要となるのか。	一体的に事業を運営している指定短期入所生活介護事業所と指定介護予防短期入所生活介護事業所については、事業者申請は1件としてください。 (特養＋短期で2件の申請が必要)	
3	登録	事業者		特別養護老人ホームと併設の短期入所生活介護事業所等をそれぞれ申請する場合、添付書類もそれぞれ必要か。	介護職員を一体的に配置している場合は、申請書(様式1-1)以外の添付書類(職員名簿や適合書類等)については一括して添付することも可能です。	(その3)A25
4	登録	事業者		同一法人で複数事業所の事業者登録申請を同時に行うが、法人の登記事項証明書はそれぞれに原本を添付する必要があるか。	いずれかの事業所の分に原本を添付し、他は写しでも差し支えありませんが、その場合「原本は〇〇申請書に添付」「原本と相違ない」旨記載してください。	
5	登録	事業者	1-1	事業開始予定年月日はいつの月日を記載すればよいのか。	平成24年4月27日までに申請のあったものについては、4月1日に遡って登録できます。4月1日から喀痰吸引等を実施している場合は、「平成24年4月1日」と記載してください。	(その3)B9
6	登録	事業者	1-1	障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業所の場合は、「介護保険サービスの種類」の欄はどのように記載すればよいのか。	「介護保険サービスの種類」欄を「障害福祉サービスの種類」と読み替えて記載してください。	
7	登録	事業者	1-2	「登録番号」とは何を記載すればよいのか。	平成24年4月時点では登録番号を保有している者はいませんので、空欄で構いません。	
8	登録	事業者	1-2	「介護福祉士登録証登録番号」及び「介護福祉士登録証登録年月日」の欄は介護福祉士の場合は記入が必要か。介護福祉士の資格を持っていない者はどのように記載すればよいのか。	当該項目は平成27年4月以降介護福祉士が登録する際に記入が必要となる項目です。平成26年度まで申請する場合は記載不要です。	
9	登録	事業者	1-4	様式1-4に添付する「業務方法書」の雛形は示されるのか。	内容がチェックリストの項目を網羅していれば要件を満たしているとみなします。山形県として雛形をお示しする予定はありませんので、各施設(事業所)において作成してください。全国老協の指針要件等を参考にしてください。	(その4)A34

No.	項目①	項目②	様式	質問内容	回答	国Q&A
10	登録	事業者	1-4	業務方法書に添付する計画書等は、実際に内容が記載された計画書でなければならないのか。	作成した計画書ではなく、様式を添付してください。	
11	登録	従事者		他の施設で研修を修了した介護員についても、登録できるのか。	必要な研修を修了した者であれば登録可能です。	
12	登録	従業者		平成22年度に14時間研修を修了した者も登録できるのか。	平成24年4月1日以降は、従業者認定証を持っている者でなければ喀痰吸引等を行うことができません。14時間研修を修了した行為についてのみ、登録可能です。	
13	登録	従業者		平成22年度の14時間研修と平成23年度の50時間の研修の両方を修了したが、申請はそれぞれ必要か。	1従業者につき、1申請です。50時間の研修で修了した行為について申請してください。	
14	登録	従業者		通所介護事業所では事業者登録を行わないが、研修を修了した介護員を従業者として登録しておくことは可能か。可能である場合、業務を実施する事業所の欄はどのように記載すればよいか。	介護業務に従事する場合は登録可能ですが、事業者登録をしていない通所介護事業所では喀痰吸引等の特定行為が実施できないため、空欄としてください。	
15	登録	従業者		平成24年3月末まで特別養護老人ホームに在籍していた介護員の異動先の通所介護事業所では喀痰吸引等が必要な利用者がいないため事業者登録を行わないが、4月27日までに従業者認定証交付申請を行わないと、今後特別養護老人ホームに再度異動になった際に登録できなくなるのか。	今般の経過措置は平成24年4月時点で喀痰吸引等に関する知識・能力を有し、介護業務に従事する者について適用されますので、当該介護員が通所介護事業所において引き続き介護業務に従事している場合は、特別養護老人ホームに異動になった時に申請することは可能です。(現時点において、認定者特定行為業務従事者の認定のみを受けることも可能) ただし、平成24年4月27日以降申請する場合は、申請から登録まで1ヶ月かかることから、認定証が交付されるまでは喀痰吸引等は行えないことに留意してください。	(その2)B6 (その3)B8
16	登録	従業者		平成24年3月31日に特別養護老人ホームを退職したが、今後も他の施設で介護員として従事したいと考えている。従業者認定証交付申請はできるか。	一時的に離職している場合は登録可能です。従事する事業所の欄は記載しないでください。第三者証明書は、元の事業所の施設長から証明を受けてください。	(その4)B12
17	登録	従業者		申請書の添付書類はチェック表①にあるものすべて必要か。	チェック表①に記載されている書類番号1~8をすべて添付してください。研修の内容、研修時間を示す資料(書類番号8)については、施設で従業者の一括申請で、同一資料である場合のみ1部でも可とします。	

No.	項目①	項目②	様式	質問内容	回答	国Q&A
18	登録	従業者	17-1	特別養護老人ホームと併設の短期入所生活介護事業所に一体的に介護員を配置しているが、従業者認定証交付申請はサービスの種類ごと申請する必要があるのか。	1従業者につき、1申請です。	
19	登録	従業者	17-1	特別養護老人ホームと併設の短期入所生活介護事業所兼務しているが、「特定行為を実施する事業所」の欄はどのように記載すればよいか。	実施する事業所の欄に、特別養護老人ホームと短期入所生活介護事業所の名称を記載してください。同一名称の場合は、( )書きで兼務と記載するなどしてください。書ききれない場合は、別紙に記載(任意様式)してください。	
20	登録	従業者	17-1	施設内で研修を実施した場合、「研修機関」とは何を記載すればよいか。	研修を実施した施設の名称、所在地を記載してください。	
21	登録	従業者	17-1	研修修了証明書に番号がないが、何を記載すればよいか。	番号が付番されていない場合は記載不要です。	
22	登録	従業者	17-1	施設で一括して従業者認定証交付申請を行うが、県証紙は合計額を購入してよいか。	申請書ごと県証紙を貼付してください。(1,000円/人)	
23	登録	従業者	17-3	様式第17-3の第三者証明書の証明者は施設長でよいのか。	施設長が証明してください。住所欄は、事業所の所在地を記載し、施設長印を押印してください。	(その3)B11
24	登録	従業者	5-3	様式5-3は社会福祉士及び介護福祉士法附則第4条第3項の各号に該当しない旨の誓約書だが、介護福祉士の資格がない場合は添付しなくてもよいか。	「社会福祉士及び介護福祉士法」とは法律の名称であり、介護福祉士の資格がない者であっても欠格事項に該当していないことが登録の要件ですので、添付してください。	
25	登録	従業者	修了証明書	修了証明書は原本の添付が必要か。	写しで構いません。	

No.	項目①	項目②	様式	質問内容	回答	国Q&A
26	登録	従業者	修了証明書	研修終了後に婚姻等により姓が変わった場合、修了証明書は改姓後の氏名で再交付してもらう必要があるか。	修了証明書に戸籍抄本等の姓が変わったことを証する書類を添付してください。 ※認定特定行為業務従事者認定証交付後に氏名が変わった場合は、次の書類を提出してください。 (様式は後日HPに掲載) ・(様式7)変更届出書 ・(様式8)再交付申請書(山形県収入印紙900円貼付) ・戸籍抄本等	
27	登録	従業者	住民票	住民票ではなく、戸籍抄本でもよいか。	住民票を添付してください。戸籍抄(謄)本では不可です。	(その4)A33
28	登録	従業者	住民票	住民票には本籍地が記載されている必要があるか。	国が示した様式では本籍(国籍)を記載する欄がありますが、山形県が定めている様式には当該欄は設けていないため、本籍地の記載を省略した住民票で差し支えありません。	(その3)A24
29	登録	従業者	住民票	1年前に交付された住民票を添付してもよいか。	交付から3ヶ月以内のものを添付してください。	
30	登録	研修機関		登録研修機関として備えるべき備品のうち、人体解剖模型は上半身のみのものでよいか。	第三号研修のみを実施する登録研修機関を除き、全身のものがが必要です。分解数は問いません。	
31	登録	研修機関		国や県で推薦する図書があれば教えてほしい。	看護師が指導するに当たって必要となる参考書等を、各研修機関において選定して差し支えありません。	
32	登録	研修機関		平成23年度に実施した50時間の研修では施設の負担が大きいため、実情に応じて時間を変更しても構わないか。	国が定めた研修実施要綱に基づき研修を実施してください。要綱以上の内容とすることは差し支えありません。	(その3)C4 D1
33	制度	計画書		喀痰吸引等業務計画書は施設サービス計画書に盛り込んでよいか。	厚生労働省より参考様式が示されているので、参考にしてください。施設サービス計画書と一体的に作成しても差し支えありません。	介護保険最新情報 Vol.267 問119
34	制度	計画書		計画期間はどのくらいの期間にするのが適当か。	介護職員等喀痰吸引等指示書の指示期間と同一の期間として差し支えありません。また、施設サービス計画書の計画期間と同一とすることも可能です。	

No.	項目①	項目②	様式	質問内容	回答	国Q&A
35	制度	計画書		担当医師とは施設の配置医師でよいのか、主治医なのか。	医師が配置されている特別養護老人ホームや短期入所生活介護事業所の場合は、第一義的には当該配置医師が担当医師と考えられますが、この場合診療報酬における介護職員等喀痰吸引等指示料は算定できないことに留意してください。	介護保険最新情報 Vol.267 問118
36	研修			平成23年度に実施した50時間の研修で一部の行為について平成24年3月まで修了できなかった者は申請できないのか。平成24年4月以降に研修を修了すれば登録可能か。	前段については、修了した行為のみ登録可能です。後段については、平成23年度中に研修を開始したものについては平成24年4月以降に研修を修了次第経過措置の対象となりますが、平成24年4月以降に開始した研修については経過措置対象とはなりません。	(その1)B3
37	研修	実地研修		実地研修の実施先については、平成23年11月11日付社援発1111第1号の第2次改正(平成25年3月12日付社援発0312第24号)「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について(喀痰吸引等関係)」において、「登録研修機関については(略)医療機関において実地研修をする場合でも、対象者の状態が比較的安定している <b>介護療養病床</b> や重症心身障害児施設等において研修を行うことが適当であること。」とされているが、医療法上の療養病床である <b>医療療養病床</b> も同義として取り扱って差し支えないか？	<p>介護療養病床については、廃止期限の延長が重ねられているものの、医療制度改革を背景にした削減への働きかけが続けられており、県内における介護療養病床数は確実に減少しています。</p> <p>その一方で、実地研修ができないために登録研修機関において受講生の修了が妨げられているという現状から、実地研修先の確保のために、医療機関の協力を得ることは合理的であるといえます。</p> <p>また、現制度のもとでは、介護療養病床と医療療養病床の入所者の実態に特段の差はないと考えられます。</p> <p>以上のことから、本県においては、実地研修を行う場の確保のため、医療療養病床も実施機関として認めることとします。</p> <p>ただし、あくまで本県における見解となります。</p>	
38	研修	実地研修		実地研修の実施先として、地域包括ケア病床は認められるか？	<p>地域包括ケア病床は、①急性期からの受入れ、②在宅生活復帰支援、③緊急時の受入れ等、多岐にわたる機能を有する病床であり、医療法上の一般病床を含むものであり、入所者の状態について安定的とは言いきれないことから、実地研修実施機関として適当ではないと考えられます。</p>	